

議案第 22 号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額の設定等に伴う改正

飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家畜人工授精手数料については、前月分の手数料を翌月末日までに」を削る。

別表44の部(8)の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同部(9)の項中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の次に「、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。

別表中38の部から40の部までを削り、41の部を38の部とし、42の部から45の部までを3部ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																																		
<p>第1条・第2条 略 (手数料徴収の時期)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項について申請があった際又は当該申請に係る書類等の交付の際に、申請者から徴収する。ただし、<u>家畜人工授精手数料については、前月分の手数を翌月末日までに、岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）の施行に関する手数料は、納入通知書の納期限までに徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 30%;">手数料の種類</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～37 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">38</td> <td rowspan="2">家畜人工授精手数料</td> <td>ア 乳用牛</td> <td>1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。</td> </tr> <tr> <td>イ 肉用牛</td> <td>1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>受精卵移植手数料</td> <td>1件につき2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>受精卵採卵手数料</td> <td>1件につき15,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	手数料の種類	金額	備考	1～37 略				38	家畜人工授精手数料	ア 乳用牛	1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。	イ 肉用牛	1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。	39	受精卵移植手数料	1件につき2,000円		40	受精卵採卵手数料	1件につき15,000円		<p>第1条・第2条 略 (手数料徴収の時期)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項について申請があった際又は当該申請に係る書類等の交付の際に、申請者から徴収する。ただし、<u>_____、岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）の施行に関する手数料は、納入通知書の納期限までに徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 30%;">手数料の種類</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～37 略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	手数料の種類	金額	備考	1～37 略																							
番号	手数料の種類	金額	備考																																																
1～37 略																																																			
38	家畜人工授精手数料	ア 乳用牛	1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。																																																
		イ 肉用牛	1件につき1,650円 1頭1回を1件とする。																																																
39	受精卵移植手数料	1件につき2,000円																																																	
40	受精卵採卵手数料	1件につき15,000円																																																	
番号	手数料の種類	金額	備考																																																
1～37 略																																																			

41	略
42	略
43	略
44	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下この項において「法」という。)に規定する次の事務に関する手数料 (1)～(7) 略 (8) 容器検査等手数料 ア 略 イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (アに掲げるものを除く。) (ア)～(オ) 略 ウ・エ 略 (9) 付属品検査等手数料 ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 _____ に装置される付属品 (ア)・(イ) 略 イ 略
45	略
以下 略	

38	略
39	略
40	略
41	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下この項において「法」という。)に規定する次の事務に関する手数料 (1)～(7) 略 (8) 容器検査等手数料 ア 略 イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(アに掲げるものを除く。) (ア)～(オ) 略 ウ・エ 略 (9) 付属品検査等手数料 ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される付属品 (ア)・(イ) 略 イ 略
42	略
以下 略	

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額の設定等に伴う改正

2 改正の内容

(1) 飛騨市家畜診療所設置条例の制定に伴う改正

飛騨市家畜診療所設置条例の制定に伴い、家畜人工授精手数料、受精卵移植手数料、受精卵採卵手数料の記述を削る。 (第3条及び別表関係)

(2) 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定めるための改正

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準が策定されたことにより、自動車の燃料として圧縮水素を充填するための高圧ガス容器（以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）について、容器検査等を行う方法が確立された。これにより圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の実施が可能となり、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額又は手数料の額の標準が定められたことから、市の手数料の額を定めるもの。 (別表関係)

3 施行日 令和2年4月1日